

みんな ごみを減らそう

近年、経済活動の拡大やライフスタイルの多様化などに伴い、家庭や事業所などから排出されるごみの量が急激に増加し、ごみ問題は大きな社会問題となっています。

こうしたことから、ごみの量を減らし、リサイクルを基本とした循環型社会の構築が必要となっています。

松前町では、平成12年度から資源物の分別収集を始めるとともに、生ごみ処理容器購入補助金や集団回収補助金を交付するなどごみ減量化に取り組んでいますが、新たに10月から可燃ごみの指定袋制を導入することになりました。

10月1日から

可燃ごみは

指定袋で排出を

現在、毎週月曜日と木曜日に収集している可燃ごみは、市販の袋やレジ袋に入れて出していますが、今年の10月から、町が作製した可燃ごみ指定袋を使用することになります。

◆どうして指定袋を導入するの？

① ごみに対して関心をもつ契機となり、ごみになりにくい製品を選択するなどのライフスタイルの変化や経済的なことを考えて、ごみの量を減らそうとする意識

が生まれることを期待しています。

② 対象を可燃ごみのみとすることによって、今まで可燃ごみに混在している紙類やプラスチックが、資源物に分別され、資源化率が向上することを期待しています。

③ ごみを出す量に応じて、費用負担が増減するシステム（ごみの量が少ないと小さな指定袋となり、負担が少なくなる）であるため、各自のごみの減量に対する努力が反映され、公平な費用負担となります。

◆指定袋はどうやって手に入れるの？

指定袋は、8月から町内の日常生活用品を販売するスーパーやコ

可燃ごみ指定袋



可燃ごみ指定袋イメージ

ンビニ、薬店、個人商店などで販売します。取扱店については、決まり次第お知らせします。

指定袋は、大（45ℓ）が1枚40円、中（30ℓ）が1枚30円、小（20ℓ）が1枚20円で、10枚単位で販売します。

◆販売金額はどのようにして決めたの？

市販と同程度又はそれ以下の金額ではごみ減量の意識の高揚が望めなくなり、高すぎると住民の負担感が増します。減量効果と住民の受容性、すでに実施している近隣自治体とのバランス、袋の作製費用などを総合的に勘案して設定しました。

◆可燃ごみ以外はどのようなもの？

プラスチック、缶、ビンなど可燃物以外のものは、今まで通り市販の透明又は白半透明の袋やレジ袋を使用してください。

◆指定袋以外で出された可燃ごみはどうするの？

違反ごみについては、警告シールを貼り、次の収集日まで収集しません。これは、指定袋の普及と分別の徹底を図るために必要な手段です。

なお、可燃ごみで収集しないものには、次のようなものがあります。

- 指定袋以外で出されたもの
- 分別が正しくできていないもの
- ごみを出す日時、場所が違うもの
- 事業系ごみや大量のごみ

◆不法投棄や野焼きは増えないの？

不法投棄の多い場所には警察と連携して看板やカメラを設置するほか、職員によるパトロールも強化します。

野焼きについては、住民からの通報によりその都度、消火・指導を行っていますが、常習的な場合は、警察による摘発も行われます。

不法投棄や野焼きは、法律で禁止されています。みんながルールを守り、環境保全に努めることが大切です。

